

西宮市社会福祉審議会

令和6年度第5回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和7年2月5日（水） 午後1時30分～

□開催場所 西宮市議会 4号委員会室 （市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

・ 委 員：才村会長、曾田副会長、一色委員、梶委員、北岡委員、上月委員
宮本委員

〔欠席〕瀧野委員

・ 事務局：伊藤こども支援局長、小島子供支援総括室長
岡田子供支援総務課担当課長（計画推進）
西垣内保育幼稚園指導課長、半田保育幼稚園指導課係長
中塚子育て支援部長、三柵子供家庭支援課長
新田子育て総合センター所長、吉田子育て事業部長
藪内子育て事業部参事（保育指導担当）
草野保育幼稚園支援課長、内藤保育入所課長
園田保健所副所長、浦岡地域保健課長
小濱学校保健安全課長

会議次第

審議事項

- （１）第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの結果及び計画策定にかかる最終審議について
- （２）地域型保育事業、幼保連携型認定こども園の認可について

会議概要

〔午後1時30分 開会〕

審議事項

(1) 第3期西宮市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの結果及び計画策定にかかる最終審議について

○委員 2点お聞きしたい。1点目は、2ページ目の(4)意見提出者属性情報についてである。その他(団体)が6団体となっているが、これはどのような団体なのか。意見提出件数は94件、意見提出者は26名であるが、団体からの意見も1件のカウントでいいのか。

2点目は、5ページの32番、7ページの89番の意見についてである。たしかパブリックコメントは、いただいたご意見で読み解きにくい部分は、折り返し連絡をして、どのような意図があるか確認していると思う。この意見の裏に何か深い意図があるのかが気になっている。例えば32番は、通常よりもさらに支援が必要な人たちに対して深く支援をしてほしいという思いで濃淡をつけると言っているのか。89番は、生後2か月児に木のおもちゃをプレゼントすることをきっかけに、行政とつながれる機会をつくってほしいといった裏の意図があるのか教えてほしい。

○事務局 1点目についてお答えする。どのような団体から提出されたかについて、ここでは差し控えさせていただく。また、市内で活動しているまたは市内で事業を営んでいる団体も意見提出ができるため、件数としてカウントをしている。

次に2点目についてお答えする。32番は、全員に面談する必要はなく、必要な人だけに面談をしたらいいのではないかという意見であった。伴走型相談支援は面談を必須としており、そこからさらに必要な支援に結びつけていく事業である。当初から必要としている人だけに限定するのではなく、全員に面談を実施するため、対応案は4番としている。

89番は、少子化を食い止めるために、山間部にある自治体を実施している事業を西宮市も同様に実施してはどうかという提案を多数記載いただいております、これはその中の1つである。本や木のおもちゃから支援につなげるという意図ではなく、あくまでもこれらを行っている自治体があるという意見であった。例えば西宮市が林業の盛んな地域であれば、木のおもちゃについて検討する余地もあると思うが、そうではないため対応案は4番としている。

○委員 1点目の前段について、団体からの意見であるため、1件とはいってもその中には多くの人たちの意見があるだろうと思っている。多くの人たちの意見であるにもかかわらず、1件とカウントされるのであれば、見た目の件数が少なく感じてしまうため、意見提出者としては残念に思うのではないかと思います。

後段は、私の意図とは違うということであった。長文を要約すると端的な表現となってしまう。市内にも山林があるため、産業の開拓ができれば木のおもちゃを検討していく余地もあるかと思う。

○委員 4ページの13番から17番についてお聞きする。公立認定こども園はこれから受入枠を拡大していくのか。この意見をどのように捉えたらいいのか。

○事務局 このような意見があることは以前から承知している。市としては民業圧迫という思いはない。公立幼稚園の再編を図り、生み出された経営資源は子供・教育施策へ優先的に活用したいと考えている。

今後まだ先になるが、公立認定こども園におけるニーズが減少すれば、民間に影響が出ないよう、規模縮小も検討していきたい。

○委員 9ページの10番について「市内の相談窓口をネットワーク化」が削除されている。重層的支援が進められる中で、ネットワーク化しなくても、場所や内容を問わず相談できる体制にしようという方向性なのか。

10ページの13番について「就園」が削除され、就学だけになっている。障害のある子供の就園相談がなくなってしまうのか。

13ページの38番について「経済的に困窮している人」が削除されている。対象に制限が設けられなくなったのはなぜか。給食費の無償化に向けてという思いがあるのか。

○事務局 10番について、委員のおっしゃるとおり、重層的な相談支援は今後も継続していく必要がある。意図としては、相談窓口のネットワーク化は既に行われているが、記載することで新たに取り組むと捉えられることがないように、あえて削除することとした。

13番について、令和7年4月から立ち上がる幼児教育・保育センターが障害のある子供の就園に関する相談を、教育委員会が障害のある子供の就学に関する相談を実施する予定である。そのため、教育委員会の実施事業から就園を削除している。

38番について、これまでどおり経済的に困窮している家庭を対象としており、全員に援助があるわけではなく所得制限がある。直接的な表現を修正したものであるため、給食費との関連はない。

審議事項

（２）地域型保育事業、幼保連携型認定こども園の認可について

○委員 審査会での主な意見で、「本市が主催する研修には必ず参加すること」とあるが、市の研修はどのようなものが、どれぐらいの頻度で行われているのか教えてほしい。また、運営後に実施する指導監査の頻度も教えてほしい。

○事務局 研修内容は、乳幼児保育に関することをはじめ、専門的なこと、栄養や保健に関すること、保育の安全に関することなどがある。各施設に必要な研修を市や各関係機関からの案内をもとに受講してもらっている。

○事務局 法に基づく監査的な指導と、助言という意味での指導がある。助言という意味での関わりでは、月1回ペースで小規模保育事業を巡回している支援員のサポートをしている。会計のチェックなどの法に基づく指導監査は、年1回定例的に行っている。あとは、市民からの通報や内部通報に応じて、抜き打ちもしくは事前通告のうえ随時実施している。

○会長 研修についてお聞きしたい。私の専門は社会的養護で特に虐待問題である。虐待の死亡事案を見ていると、民間の幼稚園や保育所は研修を受ける機会が少なく、どのような兆候が見られたら虐待が疑われるのか、また虐待を疑えば確証がなくても疑いの段階で通告できるのか、このような基本的なところが十分周知されていない。特に様々な虐待死亡事案の検証報告書で共通して書かれている点は、民間施設に対する研修強化の重要性である。西宮市は虐待に関する研修をどの程度実施しているのか。特に民間への研修についてお伺いしたい。

○事務局 児童虐待予防・対応マニュアルを作成している。公立では保健衛生ハンドブックとともに周知しており、民間の保育所等に対しても参考資料として配布している。

また、私たち子供に関わる者は、虐待や虐待の可能性のある事案への通報義務があることをしっかりと念頭に置いて保育に向かう必要があり、初任者や現任者に対する研修や、保育支援員が実施する研修の中で子供の命を守ることを伝えている。

○会長 公立はマニュアルを使って研修を行っている。私立は、研修の中では取り上げられないが、マニュアルは配布しているという認識で理解した。

一方的にマニュアルを配っても、現場の方は忙しくてなかなか目を通せないと思う。周知方法をさらに工夫してほしい。

○委員 2点お聞きしたい。1点目は、運営主体の変更があったS O Uキッズケア株式会社について。2点目は、幼保連携型認定こども園ニコニコ桜今津灯保育園についてである。

S O Uキッズケア株式会社のホームページを見ると、「保育士が選ぶ子どもを預けたい保育園ナンバーワン」や「お客様が選ぶ信頼できるパートナーナンバーワン」などのインターネット調査結果が載っている。下に小さく「サイト比較イメージ調査」と書いてあるため、どこまで正しい情報かは分からないが、あくまでも各社のホームページなどのサイトを比較したイメージ調査かと思う。「ナンバーワン」などの表記は利用者にとって園を選ぶ際の判断基準となるため、印象良く見せる調査結果は非常に危うい可能性もある。このようなホームページ上の掲載に関して、審査会の委員から意見があったのかお聞きしたい。

2点目は、ニコニコ桜今津灯保育園は本園よりも分園の定員が多い。分園とせず、どちらも本園にすることはできないのか。

○事務局 審査会において、インターネット上の情報を議題として取り上げることはなかった。今のご質問と直接的な関係はないかもしれないが、ほかの園のホームページで、水浴びしている乳幼児の裸の写真など、常識的なネットリテラシーの範疇を超えた不適切な内容は、確認次第すぐに削除してもらうようにしている。S O Uキッズケア株式会社のホームページは現時点で何か対応が必要というものではないが、不適切と判断した場合は指導をする用意はある。

ニコニコ桜今津灯保育園の定員構成は、園側で設定をしている。国としては、分園という名前のとおり、本園よりも少なくなるものと想定している。しかし、地域特性

など様々な状況を鑑みたうえで、分園の人数が多くなることが否定されるものではない。

ただし、ローカルルールではあるが、本園と本園は一定距離を取るようになっている。将来的に待機児童や子供自体の減少により需要が下回り、本園と分園のどちらを先に閉めるかを決める際、順番として分園を先に閉めることになる。もし本園同士が近くにあると、事業継続の競争が必要以上に激しくなってしまう。そのため、本園と本園は一定距離を取らないと設置できないこととしている。近くに置く場合は分園とし、将来的には分園を先に閉園するという構図の下で認可をしている。

○委員 本園と分園について追加でお聞きしたい。例えば、異なる運営母体の本園同士が近所にあった場合は競争が起こるだろうと思う。しかし同じ運営母体の場合は、保育の運営に大きな影響がなく、どちらを先に閉めるかを運営母体が判断するだけではないかと思う。本園と分園は公定価格が同じだが、補助金が異なるため、金額差が出てくるのではないか。ローカルルールであるならば、同じ運営母体で本園が2つあっても構わないのではないか。

○事務局 ニコニコ桜今津灯保育園分園も含めてであるが、公募をする際に、分園とすることを条件に公募している。そのため、諸条件については了解の上で応募してもらっている。

また、本園に園長がいるため、分園は園長の人件費などに相当する部分が減算される仕組みになっている。

○委員 資料の中で、審査会での主な意見が各園記載されている。この内容は、審査会で意見があったため今後留意してくださいという意味で園にも伝わるのか。

○事務局 審査会で出た意見は、現場で実際に委員から園に対して口頭でお伝えしている。後から書類で念押しという意味合いで、認可に係る一連の書類にも記載している。

○委員 「研修には必ず参加すること」については、実態として現場が忙しく、可能な限り参加を求めたいということで事前に伝えておく必要性は理解ができる。しかし指導監査や巡回指導を受けること、改善報告等を行うことは法令上の義務ではないのか。当然のことであるため、義務化されている内容を相手に事前に伝えておかないといけない理由は、監査を受けないところや、改善報告を出さないところがあるという現状があるからなのか。

○事務局 おっしゃるとおり、監査そのものを受けることに拒否権はない。しかし、市からの指導に対して真摯に速やかに対応するようという思いから記載をしている。

○委員 私も経験上、実態は何となく理解ができる。すぐに出てくるところもあれば、何度も督促しないと出さないところもあると思う。

また、参考資料の13ページに、指導監査への対応状況が記載されている。確認したところ、経理や労務管理の関係が多い点が気になった。審査会ではこのような点に関する指摘はなかったのか。

○事務局 審査会が審査する際には、既に各自治体からの指導文書とそれに対応して

いる資料も同時につけてもらっている。継続中の未解決の案件ではなく、既に解決した案件の報告であるため、当然今後は気をつけてもらえるであろうという前提で対応している。

○会長 助言指導や監査指導の際に、審査会で出た意見についてチェックすることはあるのか。

○事務局 令和6年4月の組織改正により、保育所等の整備を担当していた課と、指導を担当する課が統合された。指導は児童福祉法や条例に基づくものが主であるが、認可のときの注意事項は、法に基づくものではなく、約束事のような位置づけであった。その約束事に関して、法に基づく監査のときに指導することは難しかったのだが、課が統合されたことで、認可のときの条件と、法に基づく様々な重要事項が全て1つになったため、今年度から監査の際に認可時の約束事について併せて指導を行っている。

○副会長 小規模保育事業高須の森の審査会での主な意見について、「送迎用の駐車場や駐輪スペースを確保するなど駐車・駐輪対策を徹底すること」と書かれている。また、参考資料の18ページに地図が載っており、小規模保育事業の位置と送迎保育ステーションの位置が記載されている。これは、小規模保育事業の場所が駐車場や駐輪スペースを設けにくいため、送迎保育ステーションを造ったということなのか。もしくは、連携先の認定こども園の立地条件を考慮して、もともと送迎保育ステーションがあり、それに対して意見が出ているのか教えてほしい。

○事務局 記載の送迎保育ステーションは、小規模保育事業の卒園生が次の「幼保連携型認定こども園高須の森」へ通うときに利用する場所である。まず、認可をする時点では、例えば月極の駐輪場や駐車場を借りるのかどうか、事業者がどのような設備を整えるのかがわからない。様々な可能性があるため、もし車での送迎を受け入れるのであれば、そのためのスペースを確保しなければならないといった条件をつけている。実際は車の送迎は禁止とするようであり、小規模保育事業の周辺に駐車場を確保することは必要ないと思っている。

「（仮称）小規模保育事業高須の森」の卒園生が、送迎保育ステーションに朝通い、そこから高須町にある「幼保連携型認定こども園高須の森」へバスで向かう。そして夕方になれば送迎保育ステーションにバスと一緒に戻り、親が迎えに来る。そのため、小規模保育事業にいる2歳までは送迎保育ステーションに行くことはない。送迎保育ステーションは、保護者の送迎のためのスペースではなく、認定こども園へ通うための類型上は認可外保育施設になる。

○副会長 距離的な問題もあるかもしれないが、小規模保育事業では送迎保育ステーションは使わないということか。

○事務局 2つの園で使用するためには、小規模保育事業の約2軒分の面積が必要となる。送迎保育ステーションだけで認可外の基準をクリアするため、物件の都合上、小規模保育事業とは場所が離れている。

〔午後 2 時32分 閉会〕